

様式第10（第11条関係）

確認書

番 号
年 月 日

会 社 所 在 地
会 社 名
役職・代表者の氏名 殿

都道府県知事 名

年 月 日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法第7条の規定に基づき確認します。

記

- 1 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第8条第5号（イ、ロ、ハ）及び第6号（イ、ロ、ハ）に該当すること
- 2 個人の氏名及び住所
- 3 取得株式数 株
- 4 払込金額 1株 円
（うち、新株予約権に係る払込金額 円）
- 5 払込金額の総額 円
（うち、新株予約権に係る払込金額の総額 円）
- 6 基準日 年 月 日
- 7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること
- 8 以下の事項に同意していること
 - 一 規則第8条第5号ハ及び第6号ハに該当することの確認を受ける場合、その会社の主たる事業が、他の事業者からその全部または一部を譲り受けたものでないこと。
 - 二 規則第8条第5号ロ及び第6号ロに該当することの確認を受ける場合、本確認申請書上記2記載の個人のうち、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主となろうとするもの（名義貸しを行っているケースや株式取得前に他の者との間で株式取得後に当該株式を譲渡する旨の約束をしているケースなど）には、株式を取得させないこと。また、本確認申請書上記2記載の個人であって既に株式を取得した者が、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主になっていたことが判明した場合には、その旨を、本確認を行った都道府県に届け出ること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

- 1 中小企業等経営強化法施行規則第8条第5号（イ、ロ、ハ）及び第6号（イ、ロ、ハ）に該当すること
該当するものに丸をつける。
- 2 個人の氏名及び住所
株式を個人が民法組合等（民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責

任組合をいう。以下同じ。)を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員(投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員)の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

また、株式を個人が信託(指定金銭信託であって、所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託以外のものに限る。以下同じ。)の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る信託の受託者の名称及び所在地を追記する。

3 取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の取得株式数を追記する。

4 払込金額

規則第11条第2項第4号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る1株あたりの払込金額も含めた払込金額を記載するとともに、「うち、新株予約権に係る払込金額」の欄に、(当該新株予約権の取得金額/当該行使により取得した株式の数)で計算される金額を記載する。

5 払込み金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の出資の総額を追記する。また、規則第11条第2項第4号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る払込金額の総額も含めた払込金額の総額を記載する。

6 基準日

規則第11条第1項に規定する基準日を記載する。

7 規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること

中小企業等経営強化法施行規則第10条第1項の規定に係る都道府県知事の確認を受けていない場合及び同規則第12条第1項の規定に係る都道府県知事の確認を行わない場合には、取り消し線を引く。